

平成26年5月16日  
国土交通省

国土交通省直轄工事において、発注者と建設業所管部局が連携して行う建設業者の社会保険等未加入対策に関する通知を发出了しました。

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
- ・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化します。
  - ・元請業者及び一次下請業者は、原則的に社会保険等の加入業者に限定します。

建設業者の社会保険等（※）未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業所管部局において取り組んできたところです。

この度、発注者として、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、地方整備局等に対し上記内容に係る通知を发出了しました。詳細については別紙をご覧ください。

なお、地方公共団体に対しても、国土交通省の取組を参考送付しました。

（※）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

<問い合わせ先>（代表03-5253-8111）

【国土交通省直轄工事関係】

大臣官房地方課 公共工事契約指導室

課長補佐 宇佐美（内線21-954）直通：03-5253-8919

FAX：03-5253-1533

大臣官房技術調査課

工事監視官 白土（内線22-306）直通：03-5253-8221

FAX：03-5253-1536

【建設業者に対する監督関係】

土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室

課長補佐 高芝（内線24-715）直通：03-5253-8362

FAX：03-5253-1553

【地方公共団体関係】

土地・建設産業局建設業課 入札制度企画指導室

課長補佐 竹内（内線24-723）直通：03-5253-8278

FAX：03-5253-1553